

西ノ島町学校給食共同調理場に係る業務委託仕様書

1 趣旨

この仕様書は、西ノ島町学校給食共同調理場設置条例（昭和 46 年西ノ島町条例第 10 号）及び管理運営規則（教委規則第 1 号）に定めるもののほか、委託業務の内容及びその範囲について定めるものとする。

2 施設の概要

西ノ島町学校給食共同調理場設置条例で定める以下の施設とする。

- (1) 施設名称 西ノ島町学校給食共同調理場
- (2) 所在地 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田 3515 番地
- (3) 施設内容 調理場・事務室及び大字美田 3515 番地内にある付帯施設

3 業務内容

学校給食に係る下記（1）～（11）の業務とする。

- (1) 牛乳の運搬
- (2) 食材の検収、保管業務等
- (3) 調理業務等（食物アレルギー等への対応を含む）
- (4) 原材料及び調理後の食品の保存食採取、保管業務等
- (5) 配缶及びコンテナへの積み込み業務等
- (6) 食器、食缶、調理機器等及びコンテナの洗浄・消毒保管業務等
- (7) 残菜等の計量、処理及び搬出業務
- (8) 施設・設備の清掃・消毒、安全点検及び記録
- (9) 使用物品の管理業務等
- (10) 衛生管理業務等
- (11) 前各号に付帯する業務

【参考 1】本委託業務に含まれない業務は次のとおりとする。

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 給食費徴収業務
- ・ 施設設備等の保守業務

【参考 2】給食実施日

1 学期 始業式～終業式まで

2 学期 始業式～終業式まで

3 学期 始業式～修了式まで

最大 210 日

(平成 30 年度)

区分／月別	1 学期				2 学期						3 学期			合計
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		

実施日数	15	18	21	14	5	17	21	21	15	17	19	15	198日
最大配膳数	180	180	190	195	190	185	180	206	183	202	208	212	
開始日	4月9日(月)				8月27日(月)				1月8日(火)				
終了日	7月20日(金)				12月21日(金)				3月22日(金)				

4 費用の負担区分

(1) 町が負担する費用

光熱水費、燃料費及び維持管理に要する費用等については、町が負担する。

(2) 業者が負担する費用

受託業務に要する費用のうち、業務の委託に当たり町が所有する設備・備品等以外の調理用被服費、調理用被服等の清潔保持に要する費用、調理業務に使用する消耗品、衛生消耗品及び消耗性備品、受託者が使用する事務用消耗品及び通信費等、業務従事者の衛生管理等に関する研修費、調理従事者等の細菌検査及び健康診断料等、委託業務開始前の準備期間に要する費用については、業者が負担するものとする。

5 委託期間

平成31年4月1日から5年間とする。

6 委託に関する基本的な考え方

- (1) 学校給食法(昭和29年法律第160号)、西ノ島町学校給食共同調理場設置条例(昭和46年西ノ島町条例第10号)、管理運営規則(教委規則第1号)、その他の関係法令、条例及び規則等の内容を十分理解し、それらの規定に基づいた業務を行うこと。
- (2) 緊急時対応、防火対策についてマニュアルを作成し、従業員を指導するとともに、事故・災害が発生した場合には速やかに応急措置を講じること。
- (3) 西ノ島町と密接に連携を取りながら業務を行うこと。

7 体制の整備

(1) 従業員の雇用、配置及び研修等

- ① 業務を実施するために必要な体制を確保するとともに、業務形態にあった適正な人員の従業員を配置すること。
- ② 業務に係る全従業員(臨時職員を含む)の勤務形態については、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他労働関係法令を遵守し、業務に支障のないよう配置すること。
- ③ 業務の全般を総合的に把握し、調整を行う責任者を配置し、町との連絡調整等にあたること。

④ 配置する従業員が業務全般を理解し、適切に管理運営を行う事が出来るよう研修を実施すること。

(2) 業務遂行の準備

業者は、自己の責任及び負担において、平成31年4月1日から円滑に業務を遂行できるよう、人的及び物的体制を整えること。なお、業務の引継ぎが必要な場合は随時行うこと。

(3) 保険への加入

業者は、募集要項及び仕様書に定められる自らのリスクに対して、適切な範囲で保険に加入すること。なお、火災保険については西ノ島町が加入する。

8 委託料

(1) 委託料は会計年度ごとに支払うこととし、支払期間や分割方法については協定書で定める。

9 協定の締結

西ノ島町と受託事業者は、業務委託のために必要な基本事項について、協議の上協定を締結する。

協定は委託期間全体の基本協定及び事業年度ごとの年度協定とし、項目については西ノ島町と受託事業者の協議により決定する。

10 その他

詳細については別途協議とする。